

第
5076
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 9月29日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合

Q：認定医療法人から基金拠出型医療法人に移行する場合に、出資者が持分の一部を放棄し、その残額を基金拠出すると課税関係はどのようなになるのですか？

A：自己所有持分以下の基金拠出の場合は納税猶予額が全額免除となります。

【解説】

認定医療法人が新医療法人に移行する場合において、厚生労働省から認定を受けた認定医療法人の出資持分を有する者が他の出資者が持分放棄したことにより生じた経済的利益は、贈与税の対象になるのですが、一定の要件の下、認定日から移行期限まで納税猶予され、その持分を放棄して新医療法人に移行すると贈与税の全額が免除されることとなっています。

この場合において、基金拠出型医療法人に移行する場合には、出資者が持分の一部を放棄して、その残額を基金拠出することがありますが、この場合には、原則として、納税猶予された贈与税額の全額は免除されず、定められた計算方法に従って求めた贈与税額を納付しなければなりません。

ただし、この場合には、その基金拠出した金額が、他の出資者が持分放棄したことにより増加した持分を除く、自己所有持分相当額以下であれば、納税猶予された贈与税額の全額が免除されることとなっています。

